

## 議事要旨(5) 関連当事者開示検討専門委員会における検討状況について

石井委員より、平成 17 年 6 月から 9 月までの関連当事者開示検討専門委員会の活動の概略の説明があった後、新井専門研究員より、資料「審議事項(5) 関連当事者開示専門委員会での検討状況」に基づき、同専門委員会で議論されている主な論点について専門委員会での検討の方向性を踏まえた説明があった。また、9 月 23 日に予定されている国際会計基準審議会との第二回会合においても討議する予定であることや、SPC の扱いについては ASBJ 内の SPC 等プロジェクトでの検討状況も踏まえて検討する旨の説明があった。

主な質疑応答は以下のとおりである。

ある委員から、米国では、関連当事者と arm's length でない取引がある可能性があるという監査基準の問題として関連当事者開示が始まった一方で、日本は大企業の系列取引が不透明というところから始まったため日本と米国では成り立ちが違っていると考えるが、日本と国際会計基準とのコンバージェンスのスタンスをどのように考えているのかとの質問があった。

新井専門研究員より、国際会計基準の適用については EU では連結財務諸表ベースであることなども踏まえ、日本と国際会計基準の各項目を比較し、関連当事者の範囲や開示項目などの開示内容の差を小さくするスタンスで臨んでいる旨の説明があった。

また、ある委員から、論点 3「子会社の役員」(子会社が 1000 社ある場合は開示負担が膨大で、子会社全部は現実味がない。) 論点 5「連結グループ各社と関連当事者との取引」(大企業であれば範囲は膨大。重要性の基準及び全体とのバランスがどうなるか) 論点 9「重要な共同支配企業、重要な関連会社の財務諸表の開示」(重要性の判断基準が必要) については、重要性の基準、コスト・ベネフィット、コーポレート・ガバナンスやリスクの観点からの検討がなく、何でも開示しろと言われているようで、作成者としては不安である旨の発言があった。

新井専門研究員より、論点 3 については、専門委員の中でも同じ意見があったことを紹介した上で、商法上、取締役と会社との利益相反取引は取締役会決議を要することや完全に関連当事者の対象外とすると問題も生じるため、重要性の判断基準とセットで検討する必要があると認識していること、論点 5 については、米国会計基準及び国際会計基準では開示対象としており、どのような形で情報収集をするかが検討課題であると認識していること、論点 9 については、「重要な」という表現を入れているが、どのような形で重要性の判断基準を置くか、開示の方法をどのようにするかという点も含め、引き続き検討する予定である旨、説明があった。

更に、ある委員から、論点 1 の「関連当事者の開示の目的」に「関連当事者との取引又は存在には第 3 者取引とは違う特別の思惑や第三者間による公平な取引価格でない異常な取引が潜在的に入ってくる可能性が高いためこれを関連当事者の取引として開示するという趣旨」という開示の必要性に係る表現を盛り込むべきであるとの意見があった。また、当該委員より、監査委員会報告第 62 号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」も検討対象としているのか、SPC についての同専門委員会での取り上げ方について質問があった。

新井専門研究員より、実務上の取扱いを定めた監査委員会報告第 62 号も検討対象にしており、将来的には同委員会報告の廃止を要請することもあること、SPC については、当専門委員会で関連当事者に該当するものについての開示のあり方を検討すべきであるという提案があったことを踏まえて SPC の現状を調べていること、連結の範囲に関しては当専門委員会の検討対象外である旨の説明があった。

また、当該委員より、関連当事者の開示についてはコンバージェンスの成果第 1 号（来年春）を目指していると聞いているが、SPC はそこに取り入れるようなタイミングかとの質問があった。

新井専門研究員より SPC については調査を行っている段階であり、どのように取り扱うかは今後の検討による旨の説明があった。

以 上